

治療と仕事の両立支援

こんな人はまわりにいませんか？

がんと診断されたけど仕事を続けたい
病気のことを会社にうまく伝えられない
治療と仕事を両立できるか不安
今後の働き方について誰に相談したらいいかわからない
職場の理解・協力が得られない
治療に合わせた短時間勤務や、休暇の取得が難しい



事業者が疾病を抱える労働者を就労させると判断した場合は、業務により疾病が増悪しないよう、治療と職業生活の両立のために必要となる一定の就業上の措置や治療に対する配慮を行うことは、労働者の健康確保対策等と位置付けられます。

宮城産業保健総合支援センターでは、労働者が治療を続けながら安心して働くことのできる職場環境づくりを支援（無料）しています。

主な支援内容

- 事業者・患者（労働者）からの相談対応
- 両立支援を行うための環境整備の支援
 - ・治療と仕事の両立への理解を促す教育の実施
 - ・休暇制度、勤務制度の導入への助言・支援等
 - ・両立支援の対応手順、関係者の役割の整理についての助言・支援等
- 事業者と患者（労働者）間の仕事と治療の両立に関する調整支援
- 事業者向けセミナー・産業保健スタッフ向け研修の実施



独立行政法人 労働者健康安全機構
宮城産業保健総合支援センター



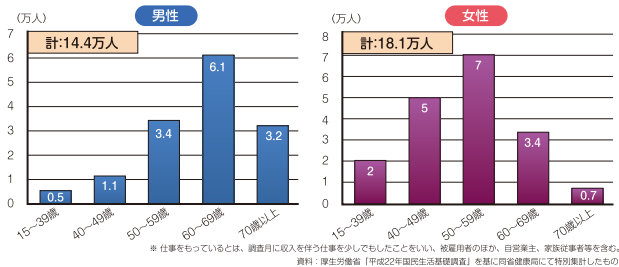
治療と仕事の両立支援を巡る状況

1 疾病を抱える労働者の状況

日本の労働者人口の**約3人に1人**が何らかの疾病を抱えながら働いています。

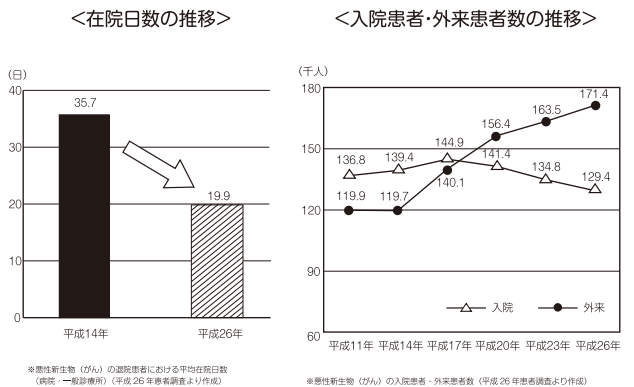
仕事を持ちながらで通院している人の数は現在推計**32.5万人**です。

仕事を持ちながら悪性新生物で通院している者



4 入院日数の短縮化と通院治療へのシフト

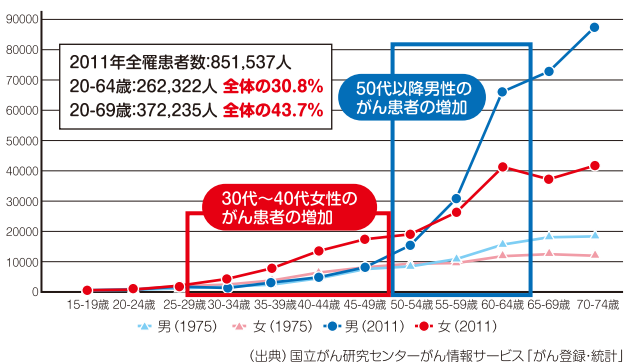
近年の主ながん種の平均入院日数は短くなりつつある一方、外来患者数は増えています。治療の副作用や症状等をコントロールしつつ、通院で治療を受けながら仕事を続けている場合が増えてきています。



2 がん罹患患者数

現在、日本人の約2人に1人が生涯のうちにがんになると言われています。年間約85万人が新たにがんと診断されており、このうち**約3割が就労世代(20~64歳)**です。

性別・年齢別がん罹患数



5 がん患者の就労意向

東京都が実施した調査によると、がん患者の**80.5%**が「仕事を続けたい(したい)」と回答しています。

仕事を続けたい理由

- ① 家庭の生計を維持するため 72.5%
 - ② 働くことが生きがいであるため 57.4%
 - ③ がんの治療代を賄うため 44.5%
- (平成25年東京都「がん患者の就労等に関する実態調査」より)

6 がん患者の離職率

がんと診断後に依願退職、もしくは解雇となった割合は、**2003年で34.7%、2013年で34.6%**と、10年間で改善されていません。

治療技術の進歩により就労の可能性が向上しているなか離職率の改善が課題となっています。

就労問題の10年間での変化

(被雇用者)

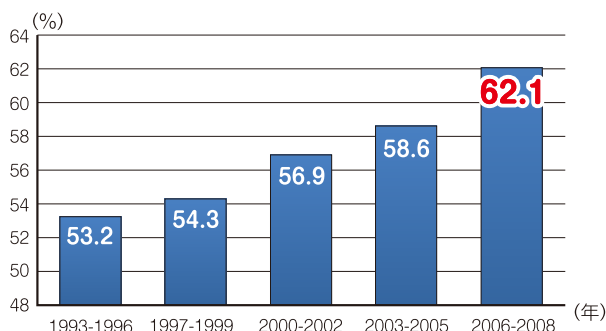
お勧めの方	2013年		2003年	
	実数	(%)	実数	(%)
現在も勤務している	779	(47.9%)	1,249	(47.6%)
休職中である	155	(9.5%)	229	(8.7%)
依願退職した	496	(30.5%)	799	(30.5%)
解雇された	66	(4.1%)	111	(4.2%)
その他	132	(8.1%)	237	(9.0%)
回答者計	1,628	(100.0%)	2,625	(100.0%)

(2013がん体験者の悩みや負担等に関する実態調査)

3 生存率が向上し長く付き合う病気に

近年の診断技術や治療方法の進歩により、かつては「不治の病」とされていた疾病においても生存率が向上し、「長く付き合う病気」に変化しつつあり、病気になったからと言って、すぐに離職しなければならないという状況が必ずしも当てはまらなくなってきました。

がんの5年相対生存率(全がん)の推移



(出典) 地域がん登録に基づき独立行政法人国立がん研究センターがん対策情報センターが集計

7 がんと診断後に離職した人の離職のタイミング

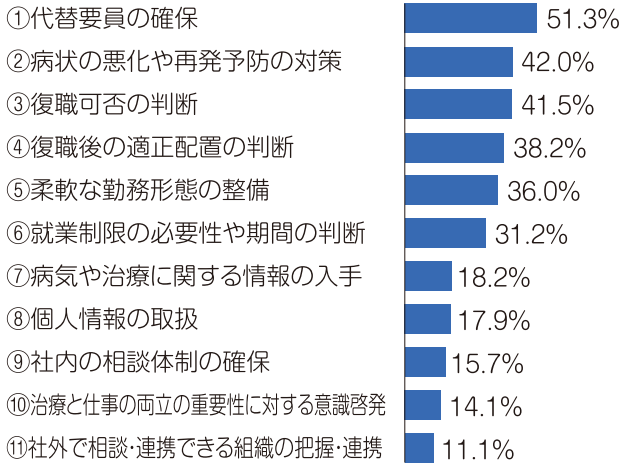
がんと診断後に離職した人の離職のタイミングは、診断確定時に31.7%、診断から最初の治療までに8.5%、**治療開始前に約40%の人が離職**しています。(厚労科研高橋班2015より)

診断後の早い段階から患者をサポートすることも重要となっています。

8 事業場等における現状と課題

治療と職業生活の両立支援の取組状況は事業場によって様々であり、支援方法や産業保健スタッフ・医療機関との連携について悩む事業場の担当者も少なくありません。

■ 従業員の治療と仕事の両立を図る上で困難なことや課題



(平成25年度厚生労働省委託事業「治療と職業生活の両立等の支援対策事業」調査結果より)

がん治療においては入院や通院、療養のための時間確保が必要になる上、それぞれの症状や治療の副作用によって一時的に業務遂行能力が低下する可能性があります。それらに配慮した職場環境や制度の整備は、雇用側である企業経営者にとって大きな課題となっています。

9 「ガイドライン」の公表

治療と仕事の両立支援を巡る状況を見据え、厚生労働省は平成28年2月に『事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン』を公表しました。

ガイドラインは、治療が必要な疾病を抱える労働者が、業務によって疾病を増悪させることなどが無いよう、事業場において適切な就業上の措置を行いつつ、治療に対する配慮が行われるようにするため、関係者の役割、事業場における環境整備、個別の労働者への支援の進め方を含めた、事業場における取組をまとめたものです。

事業者、人事労務担当者及び産業医や保健師、看護師等の産業保健スタッフを対象としていますが、労働者本人や、家族、医療機関の関係者などの支援に関わる方にも活用可能なものです。

対象とする疾病は、がん、脳卒中、心疾患、糖尿病、肝炎、その他難病など、反復・継続して治療が必要となる疾病であり、短期で治癒する疾病は対象としていません。雇用形態に関わらず、全ての労働者を対象とするものです。



10 事業者による両立支援の意義

労働者が業務によって疾病を増悪させることなく治療と職業生活の両立を図るための事業者による取組は、労働者の健康確保という意義とともに、継続的な人材の確保、労働者の安心感やモチベーションの向上による人材の定着・生産性の向上、健康経営の実現、多様な人材の活用による組織や事業の活性化、組織としての社会的責任の実現、労働者のワーク・ライフ・バランスの実現といった意義もあると考えられます。

株式会社味菜みらいにおける両立支援の取組

株式会社味菜は、宮城県内で辛子明太子、味付けたらこの製造販売を営む従業員約100名の会社です。

両立支援の取組を始めたきっかけは、会社の健診でがんが見つかったパート従業員Aさんから相談を受けたことでした。治療を優先するよう伝えAさんは療養のため入院。Aさんから復職したいとの希望を受け、復職時の勤務時間を7時間から5時間に変更し、通院のための休暇を認め、通院しながら働ける体制を整備しました。

その後、就労上の措置や治療に対する配慮をより適切に行うため、宮城産業保健総合支援センターに個別調整支援を申込み、主治医からの意見書をもとに産業医から意見を聴取するなどし、Aさんのための両立支援プランを作成。両立支援プランには、「短時間勤務」のほか「負担軽減のため作業転換（加工場の立ち作業から事務所勤務へ）」、「体調に応じて休憩室で休むことへの配慮」等を盛り込みました。このプランに基づく取組の実施とフォローアップを行うとともに周りの従業員の理解を得る取組も併せ実施しました。また、他の従業員の両立支援を進めることとし、事業者としての基本方針を従業員に周知し、相談窓口等の明確化も併せ実施しました。

従業員を大切にしたいという想いが、Aさんの心の支えとなったことはもちろんのこと、他の従業員も健康の重要性について認識を深め、健康診断・再検査受診率100%維持にもつながっている。また、従業員のモチベーションが向上し、離職者が減り人材が定着、生産性が向上し生産量が以前の1.5倍程度に増えたとのこと。